

第 8 期瑞浪市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の策定に向けて

本市では、第 6 期計画の策定以降、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年を見据えた高齢者施策の展開と中長期的な視点に基づいたサービス給付・保険料の徴収を進めてきました。現在、「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」を計画の基本理念として、本市における地域包括ケアシステムの推進（住み慣れた地域で最期まで過ごすことができる環境づくり）を引き続き進めているところです。

国は、医療と介護の連携や地域における「互助」の取り組みの活性化などを推進しており、地域における生活機能の向上を目指し、「地域づくり」としての意味合いをより強調するようになっていきます。このため、全国一律的な制度ではカバーしきれない課題への対応、地域主導の持続可能な仕組みづくりといった点からも、今後一層の地域の創意工夫が求められるところとなっています。

地域包括ケアシステムの深化・推進は今後も高齢者福祉における大きなテーマの 1 つとなることから、既存の施策の継続的な実施とその効果の最大化に向けた修正及び見直しを進めていく必要があります。

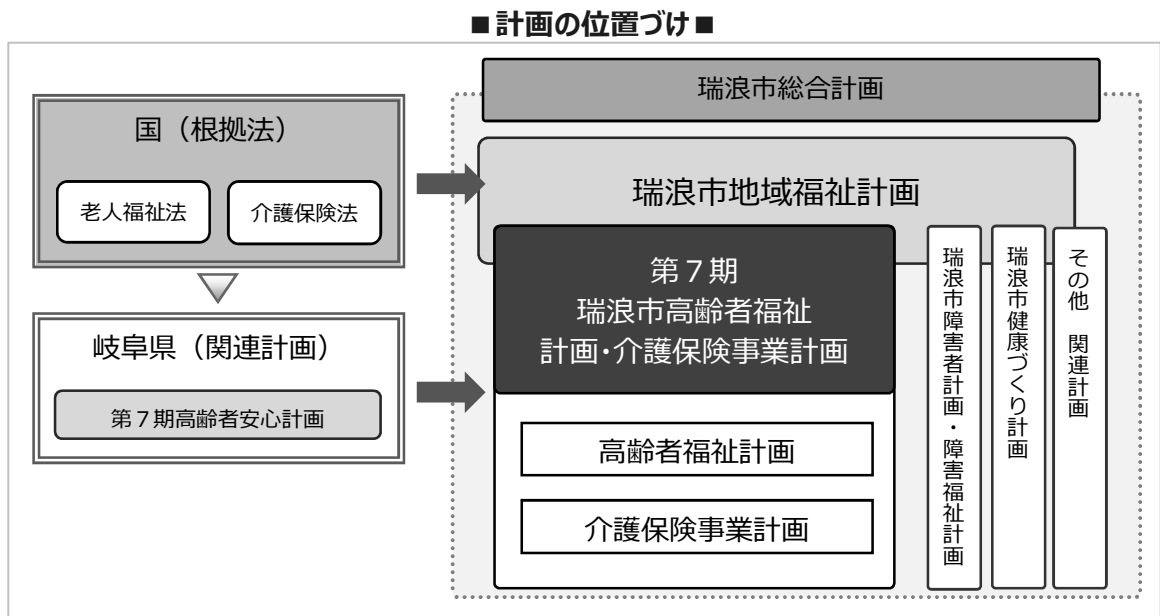
(2) 計画策定の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、保健・医療・福祉関係機関と住民がともに協力し合って取り組む共通指針としての性格を持ちます。介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する「介護保険事業計画」に基づき策定するものです。

本計画は、本市における高齢者の福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

(3) 計画の位置づけ

上位計画の「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめとする国・県・市の関連計画等との整合性を図って策定します。



(4) 計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。引き続き団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる2025年を見据えて施策を展開します。



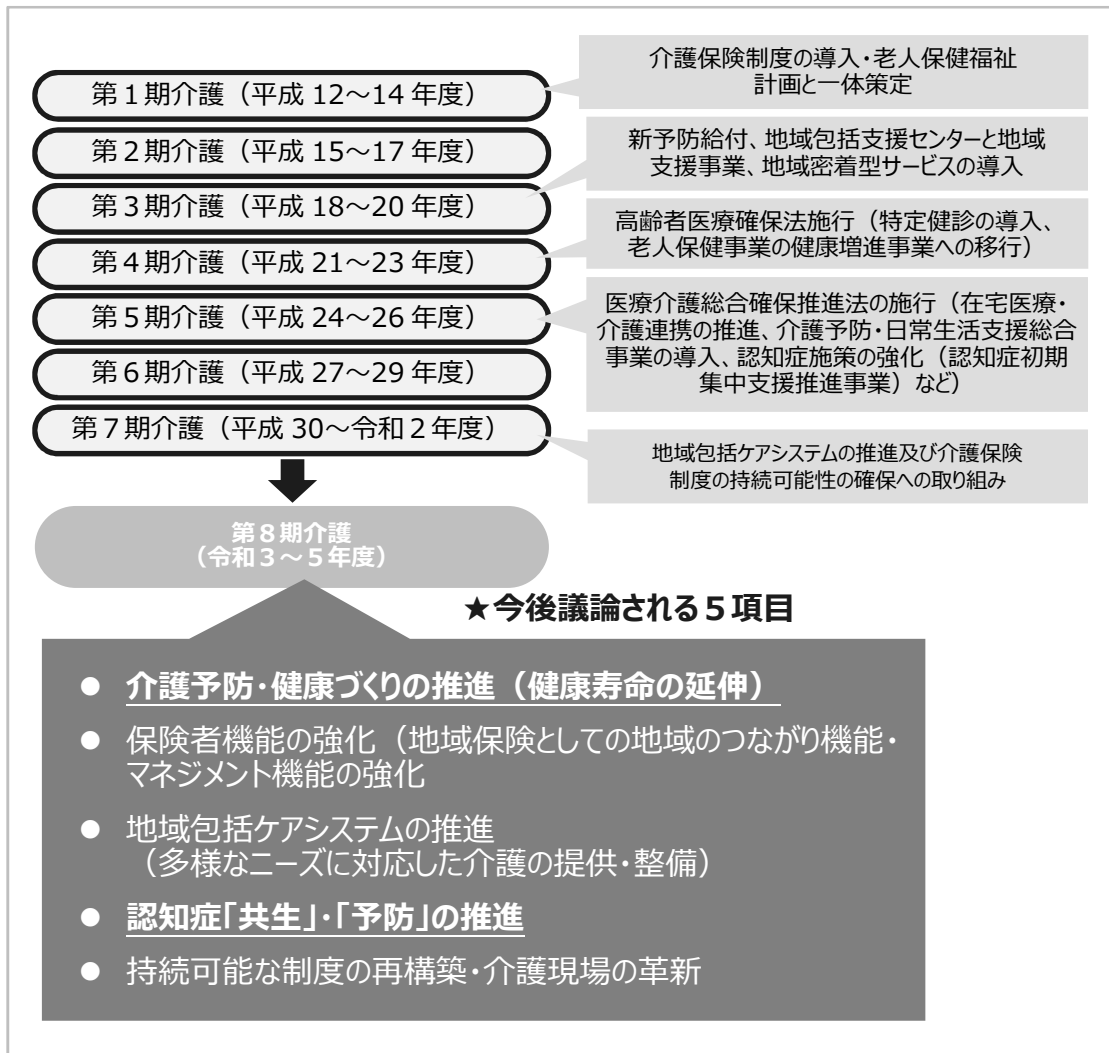
(5) 国の動向

平成 12 年度に介護保険制度がスタートしてから、20 年が経過しました。その間、高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等にかかわる各種動向の推移に合わせて高齢者福祉施策・介護保険制度は見直しが繰り返されてきました。

平成 30 年度からスタートした第 7 期介護保険事業は、「地域包括ケアの推進」をさらに深め「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備のための移行期間とし、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取り組みを進めることとなっていました。

第 8 期介護保険事業では、以下の 5 点について今後厚生労働省で議論される見込みとなっています。

■ 高齢者施策・介護保険事業をめぐる法制度等の変遷 ■



今後は、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保のみならず、介護予防の取り組みの重要性が高まることが予想され、**健康増進施策との連動をさらに深めていく必要**があります。また、認知症高齢者は今後も増加すると見込まれており、2025年には全国で730万人、高齢者のうち5人に1人が認知症を発症するという推計もあります。**認知症を防ぐ施策に加えて、認知症になっても安心して暮らしていくことのできる地域づくり**も合わせて進めていかななくてはなりません。

超高齢社会においては、高齢者は福祉やサービスの受け手であると同時に、担い手としての役割も期待されています。高齢者が持つ知識・経験を活かした就労の場、地域貢献の場を提供していかななくてはなりません。就労やボランティアのみならず、スポーツ、文化活動等の高齢者の生きがい創出・社会参加を促進することで、高齢者の孤立を防ぐことにもつながります。今後、高齢化が急速に進行することが見込まれていることから、高齢者の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等、様々な変化に対応した高齢者施策の構築・提供が必要です。

地域包括ケアシステムの構成要素



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告 「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

なお、介護保険事業計画の策定に係る基本指針に関する事項は下記のとおりです。（社会保障審議会介護保険部会／第90回）

1. 第8期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針以下「基本指針」という。を定めることとされている現在の基本指針は平成30年3月13日厚生労働省告示第57号として告示。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めるととされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期平成27年度～29年度以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第8期令和3年度～5年度においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第8期計画に位置付けることが求められる。

2. 第7期介護保険事業計画の記載事項《参考》

○市町村が策定する第7期介護保険事業計画については、以下について記載することとされている。

【基本的記載事項】

- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標等

【任意的記載事項】

- ・地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携)
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- ・各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- ・介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの量・要する費用の額、地域支援事業の量・要する費用の額、保険料の水準に関する中長期的な推計 2025年度の推計

3. 第8期計画において記載を充実する事項（案）

第8期の基本指針においては、以下についての記載の充実を検討している。

①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

②地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえた在宅医療・介護連携の推進について

○国で示す指標を参考にした要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標

○データの利活用を進めることやそのための環境整備を含むPDCAサイクルに沿った推進

④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案
- ※住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策
 - ポイント制度や有償ボランティアなど、総合事業等の担い手確保に関する取組の例示
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組

2 計画策定のフロー

計画策定までの流れは以下に示すとおりです。

■ 計画策定までの作業フロー ■

